

(7-1-1-018)

## 学校法人京都成安学園役員報酬規程 補則

制定日 令和 2年 4月 1日  
最終改正施行日 令和 5年 2月 3日

(目的)

第1条 この補則は、学校法人京都成安学園役員報酬規程第7条の規定に基づき、役員に対する費用の支給及び福利厚生等の取り扱いについて定めることを目的とする。

(費用及び福利厚生等)

第2条 役員に対する費用の支給及び福利厚生等については、別表のとおりとする。

(改廃)

第3条 この補則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この補則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この補則は、令和5年2月3日から改正施行する。

別表（第2条関係）

役職名	通勤手当	旅費交通費	私学共済等加入
理事長	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による
職員でない専務理事	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による
職員である専務理事	職員分支給	旅費規程準拠	職員で加入
常務理事	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による
職員でない理事のうち大学長	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による
職員である理事のうち大学長	職員分支給	旅費規程準拠	職員で加入
職員でない理事	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による
職員である理事	職員分支給	旅費規程準拠	職員で加入
監事	支給しない	旅費規程準拠	共済等規定による